

改正

平成25年12月24日 条例第46号

平成26年 9 月30日 条例第30号

平成28年 9 月27日 条例第30号

宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例

宇佐市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成17年宇佐市条例第123号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

（2） ひとり親家庭の親 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、現に児童を監護しているもの

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、現に児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするもの

ウ 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）別表第2に定める程度の障害の状態にある女子であって、現に児童を監護しているもの

エ 配偶者が施行令別表第2に定める程度の障害の状態にある男子であって、現に児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするもの

オ 配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（本人の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた者であって、現に児童を監護しているもの

（3） ひとり親家庭の児童 ひとり親家庭の親の監護を受けている児童をいう。

- (4) 父母のない児童 次のいずれかに該当する者をいう。
- ア 父母と死別した児童
 - イ 父母の生死が明らかでない児童
 - ウ 父母から遺棄されている児童
 - エ 父母が海外にあるため、その扶養を受けることができない児童
 - オ 父母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているため、その扶養を受けることができない児童
 - カ 父母が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない児童
- (5) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をいう。
- (6) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給をいう。
- (7) 一部負担金 医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。
- (8) 保険医療機関等 医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、保険薬局、指定訪問看護事業者、施術所及び保険者が特に認めたものをいう。

(助成対象者)

第3条 ひとり親家庭等医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であつて、本市に住所を有するひとり親家庭の親、ひとり親家庭の児童及び父母のない児童とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、ひとり親家庭の児童又は父母のない児童が、就学等の理由により本市に住所を有しないときも助成対象者とする。また、本市に住むひとり親家庭の親及び児童が、DV、ストーカー被害等の理由により本市の住民基本台帳に記載がないときも助成対象者とする。

(助成対象者の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としな

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) ひとり親家庭の親の前年の所得（1月から10月までの間に申請する場合には、前前年の所

得とする。以下同じ。)が、施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該ひとり親家庭の親及び当該ひとり親家庭の児童

(3) ひとり親家庭の親の配偶者の前年の所得又はひとり親家庭の親の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親家庭の親と生計を同じくするものの前年の所得が施行令第2条の4第8項に規定する額以上であるときの当該ひとり親家庭の親及び当該ひとり親家庭の児童

(4) 父母のない児童(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がいない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がいない児童及び施行令第2条の3各号に規定する児童を除く。)を養育する者(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。以下同じ。)の前年の所得が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童

(5) 父母のない児童(前号に規定する児童に限る。)を養育する者の前年の所得が施行令第2条の4第7項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童

(6) 父母のない児童を養育する者の配偶者の前年の所得又はその養育する者の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその養育する者と生計を同じくするものの前年の所得が施行令第2条の4第8項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童

2 前項第2号から第6号までに規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例による。

(受給資格)

第5条 この条例による助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に受給資格の登録を申請し、受給資格者証の交付を受けなければならない。

2 助成対象者が、保険医療機関等において医療を受ける場合は、当該保険医療機関等に受給資格者証を提示しなければならない。

(助成)

第6条 市長は、助成対象者が保険医療機関等で保険給付を受けたときは、その一部負担金に相当する額から第7条の規定により支払うべき一部自己負担金の額、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る給付相当額及び付加給付等(健康保険法第53条の規定に基づき保険者が定める規約による付加給付その他これに類する給付をいう。)の額の合計額を控除した額について助成する。

(一部自己負担金)

第7条 助成対象者は、保険医療機関等において保険給付を受けたときは、保険医療機関等（歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せ行う保険医療機関等は、歯科診療及び歯科診療以外の診療につきそれぞれ別個の保険医療機関等とみなす。以下同じ。）ごとに1日につき500円（一部負担金に相当する額から国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る給付相当額を控除した額が500円に満たないときは、その額）を、一部自己負担金として支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、一部自己負担金の支払を要しない。

（1）ひとり親家庭の児童及び父母のない児童が保険医療機関等において保険給付を受けた場合

（2） 保険医療機関等（保険薬局を除く。）において医療を担当する医師又は歯科医師から交付された処方せんにより保険薬局から薬剤の支給を受ける場合

（3） 一の月内に同一の保険医療機関等において受けた保険給付が診療報酬請求書ごとに、次に掲げる日数又は回数を超える場合（当該日数又は回数を超える保険給付に係るものに限る。）

ア 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療を受けた場合
14日

イ アに掲げる医療以外の保険給付を受けた場合 4回

（助成の方法）

第8条 市長は、第6条の規定による助成を行う場合は、保険医療機関等の請求に基づき、助成対象者に代わり助成すべき額を当該保険医療機関等に支払うことによって行うものとする。

2 前項の規定による支払がなされたときは、助成対象者に対し助成を行ったものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、助成対象者が保険医療機関等に助成対象となるべき一部負担金を支払ったときは、市長は、当該助成対象者の申請に基づき当該助成対象者に対しその支払った助成対象となるべき一部負担金（一部自己負担金相当額を除く。）の額を支給する。

4 前項の申請は、当該保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。

（助成の制限）

第9条 第6条の規定にかかわらず、保険給付について、その原因が第三者行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償等が行われるときは、その限りにおいて助成を行わない。

（助成額の返還）

第10条 市長は、偽りその他不正な行為により第6条の規定による助成を受けた者があるときは、

その者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(届出等の義務)

第11条 助成対象者は、第5条第1項の規定による受給資格の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

2 助成対象者は、有効期間の終了その他の理由により受給資格を喪失した場合は、速やかに市長に受給資格者証を返還しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 この条例による給付を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた保険給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に、改正前の宇佐市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定に基づき受給資格を得た者は、平成25年11月30日までは、改正後の宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定に基づく受給資格を得たものとみなす。ただし、途中で受給資格を失った者はこの限りでない。

附 則 (平成25年12月24日条例第46号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日条例第30号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月27日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

改正

平成28年 3 月15日規則第 1 号

平成28年 3 月28日規則第18号

平成28年 8 月23日規則第30号

平成31年 2 月 7 日規則第 9 号

令和 6 年11月12日規則第33号

宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則

宇佐市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成17年宇佐市規則第58号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成24年宇佐市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（受給資格の登録）

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定によりひとり親家庭等医療費の受給資格の登録を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費受給資格登録（更新）申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請をするときは、次に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。
ただし、市が当該書類により証明される事項を公簿等により確認できる場合は、省略することができる。

- （1） 助成対象者の医療保険被保険者資格情報を証する書類
- （2） 助成対象者が記載された戸籍謄本
- （3） 助成対象者及び扶養義務者（ひとり親家庭の親の配偶者、ひとり親家庭の親の民法第877条第 1 項に定める扶養義務者で当該ひとり親家庭の親と生計を同じくするもの、父母のない児童を養育する者、父母のない児童を養育する者の配偶者及び父母のない児童を養育する者の民法第877条第 1 項に定める扶養義務者で当該養育する者と生計を同じくするものをいう。以下同じ。）が記載された住民票の写し
- （4） ひとり親家庭の親及び扶養義務者の所得課税証明書
- （5） その他市長が必要と認める書類

(受給資格者証の交付等)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、受給資格があると認めたときはひとり親家庭等医療費受給資格者証（様式第2号。以下「受給資格者証」という。）を交付し、受給資格がないと認めたときはひとり親家庭等医療費受給資格登録（更新）申請却下通知書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

(受給資格者証の有効期間)

第4条 条例第6条の規定による助成を受けることができる期間（以下「有効期間」という。）は、第2条の規定による申請を市長が受理した日の属する月の翌月の初日（ただし、県内市町村の助成対象者が転入し第2条の規定による申請を転入日から14日以内に提出した場合は、転入日の属する月の翌月の初日）からその日以後最初に到来する11月30日までとする。ただし、有効期間の満了前において助成対象者の要件を欠くに至った者については、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までとする。

(1) 生活保護（医療扶助）を受給するに至った者 当該助成対象者の要件を欠くに至った日の前日

(2) 前号に掲げる事由以外の事由により助成対象者の要件を欠くに至った者 当該助成対象者の要件を欠くに至った日の属する月の末日

2 次条第1項の規定による申請により受給資格者証の更新を受けた者に係る受給資格者証の有効期間は、前項の規定にかかわらず、申請を市長が受理した年の12月1日から翌年11月30日までとする。

(受給資格者証の更新)

第5条 助成対象者が、前条第1項本文に規定する有効期間の満了後も引き続き助成を受けようとするときは、ひとり親家庭等医療費受給資格登録（更新）申請書を市長に対して提出し、有効期間の更新の申請をしなければならない。

2 前項の申請をするときは、受給資格者証及び第2条第2項各号に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。ただし、市が当該書類により証明される事項を公簿等により確認できる場合は、省略することができる。

3 第1項の規定による申請は、毎年8月1日から8月31日の間に行わなければならない。

4 第3条の規定は、第1項の申請があった場合について準用する。

(再交付申請)

第6条 助成対象者は、受給資格者証を紛失し、又は破損し、若しくは汚損したときは、ひとり親

家庭等医療費受給資格者証再交付申請書（様式第4号）を市長に提出して、受給資格者証の再交付を受けなければならない。

2 前項の場合において、助成対象者が受給資格者証を破損し、又は汚損したことを原因とするときは、当該破損し、又は汚損した受給資格者証を市長に返還しなければならない。

3 助成対象者は、受給資格者証の再交付を受けた後において、紛失した受給資格者証を発見したときは、遅滞なく、これを市長に返還しなければならない。

（助成の申請）

第7条 条例第8条第3項の規定による申請は、1月を単位として、ひとり親家庭等医療費助成金支給申請（請求）書（様式第5号。以下「助成金支給申請書」という。）に受給資格者証を添えて行わなければならない。

2 前項の場合において、助成対象者は、保険医療機関等により助成金支給申請書の診療（調剤）報酬証明欄への記載を受けなければならない。ただし、保険医療機関等が発行する領収書を添付することにより、当該記載に代えることができる。

（助成金の支給）

第8条 市長は、助成金支給申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、申請のあった日から起算して原則として2月以内に助成金を支給し、不適当と認めた者については、ひとり親家庭等医療費助成金却下通知書（様式第6号）によりその旨を申請者に通知する。

（助成金の返還）

第9条 条例第10条の規定による返還の請求は、ひとり親家庭等医療費助成金返還通知書（様式第7号）を助成対象者に送付して行うものとする。

（届出の義務）

第10条 条例第11条第1項の規定による変更の届出は、ひとり親家庭等医療費受給資格変更届（様式第8号）に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。ただし、市が当該書類により証明される事項を公簿等により確認できる場合は、省略することができる。

- （1）ひとり親家庭の親の氏名が変更した場合 当該ひとり親家庭の親の戸籍謄本
- （2）助成対象者の住所が変更した場合 当該助成対象者の住民票の写し
- （3）助成対象者の加入医療保険が変更した場合 当該助成対象者の医療保険被保険者資格情報を証する書類
- （4）扶養義務者が変更した場合 当該扶養義務者の住民票の写し及び所得課税証明書

(5) 助成対象者が変更（一部の児童の資格取得に限る。）した場合 当該助成対象者の医療保険被保険者資格情報を証する書類並びに当該助成対象者が記載された戸籍謄本及び住民票の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 条例第11条第2項の規定による受給資格を失ったときの届出は、ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届（様式第9号）により行わなければならない。

3 助成対象者は、給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた保険給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前に、改正前の宇佐市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき受給資格を得た者は、平成25年11月30日までは、改正後の宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づく受給資格を得たものとみなす。ただし、途中で受給資格を失った者はこの限りでない。

附 則（平成28年3月15日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第18号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月23日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年2月7日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和 6 年11月12日規則第33号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年12月 2 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第 3 条の規定により交付された受給資格者証は、当該受給資格証に記載された有効期間の満了する日までの間は、この規則による改正後の宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第 3 条の規定により交付された受給資格者証とみなす。

様式第 1 号（第 2 条、第 5 条関係）

受給者番号 _____

ひとり親家庭等医療費受給資格登録（更新）申請書

宇佐市長 宛て _____ 年 月 日

（申請者） 住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____（TEL _____）

次のとおりひとり親家庭等医療費受給資格の登録（更新）を申請します。
また、当該申請に関して市が必要な公簿等を確認することを承諾します。

【助成対象者】

氏名	個人番号	続柄	性別	生年月日	年齢	同居別	住所

【扶養義務者】

氏名	個人番号
氏名	個人番号

【児扶状況・養育費】

氏名	個人番号	児扶 受給状況	
氏名	個人番号	養育費	円

取得理由	ア、配偶者死亡 イ、離婚 ウ、転入 エ、遺棄 オ、未婚の母（父） カ、配偶者生死不明 キ、配偶者拘禁 ク、配偶者障害 ケ、生保喪失 コ、その他（ _____ ）
------	---

【加入医療保険】

被保険者氏名		記号番号	
保 険 種 別		保 険 者 名 称	
資 格 取 得 日		付加給付状況	

【口座振替金融機関】

金融機関名		支店名		口座番号	
-------	--	-----	--	------	--

【職員記入欄】

本人所得額 （控除額）	円	扶養 人	所得限度額	該当 非該当
扶養義務者所得額 （控除額）	円	扶養 人	所得限度額	該当 非該当
配偶者所得額 （控除額）	円	扶養 人	所得限度額	該当 非該当

※個人番号欄は、受給資格登録申請の場合のみ記入してください。
職員記入欄は、記入しないでください。

様式第2号（その1）（第3条関係）

（表）

ひとり親家庭等医療費受給資格者証							
受給資格者番号							
受給者	住 所						
	氏 名						男・女
	生 年 月 日	年 月 日					
一部自己 負 担 金 限 度 額	通院	500円／日（最大月 4回まで）					
	入院	500円／日（最大月 14日まで）					
有 効 期 間		年 月 日から 年 月 日まで					
交 付 年 月 日		年 月 日					
発 行 機 関 名 及 び 印		宇佐市長 印					
公費負担者番号							

この証を医療機関に提示してください

（裏）

注意事項	
1 この証は、県内の医療機関においてひとり親家庭等医療費の支給を受けることができる証ですから受診の都度、必ず医療機関に提示してください。 2 この証の表面に記載された金額及び回数（日数分）を限度とする一部自己負担金を医療機関ごとに（医科と歯科はそれぞれ）支払ってください。 なお、保険薬局で薬剤の支給を受けた場合は、一部自己負担金を支払う必要はありません。 3 県外の医療機関やこの制度による診療を行わない県内の医療機関で受診する場合は、保険の一部負担金を一旦支払い、受診した月の翌月から1年以内に本市の担当窓口で医療機関の診療（調剤）報酬証明書又は領収書を添えて償還の手続きをしてください。 4 自立支援医療（更生医療）、特定疾患治療研究事業等が適用される場合はそれらの公費負担医療が優先適用されます。 5 この証が破れたり、汚したり又は紛失したときは、再交付を受けてください。 6 次のような変更があった場合は速やかに届出をしてください。 （1）本市外へ転出するとき。（転出後はこの証は使えません。） （2）加入している健康保険が変わったとき。 （3）生活保護を受けるようになったとき。 （4）住所・氏名が変わったとき。 （5）その他資格事項に変更が生じたとき。 7 有効期間が過ぎた場合は返還してください。 8 お問い合わせ先 宇佐市 課 〒879-0492 住所 宇佐市大字上田 1030 番地の1 TEL0978-32-1111	

様式第2号（その2）（第3条関係）

（表）

この証を医療機関に提示してください

ひとり親家庭等医療費受給資格者証							
受給資格者番号							
受給者	住 所						
	氏 名						男・女
	生 年 月 日	年 月 日					
一部自己 負担金 限度額	通院	0円					
	入院	0円					
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで					
交付年月日		年 月 日					
発行機関名 及び 印		宇佐市長 印					
公費負担者番号							

（裏）

注意事項	
1	この証は、県内の医療機関においてひとり親家庭等医療費の支給を受けることができる証ですから受診の都度、必ず医療機関に提示してください。
2	県外の医療機関やこの制度による診療を行わない県内の医療機関で受診する場合は、保険の一部負担金を一旦支払い、受診した月の翌月から1年以内に本市の担当窓口（医療機関の診療（調剤）報酬証明書又は領収書を添えて償還の手続きをしてください。
3	自立支援医療（育成医療）、特定疾患治療研究事業等が適用される場合はこれらの公費負担医療が優先適用されます。
4	この証が破れたり、汚れたり又は紛失したときは、再交付を受けてください。
5	次のような変更があった場合は速やかに届出をしてください。 （1）本市外へ転出するとき。（転出後はこの証は使えません。） （2）加入している健康保険が変わったとき。 （3）生活保護を受けるようになったとき。 （4）住所・氏名が変わったとき。 （5）その他資格事項に変更が生じたとき。
6	有効期間が過ぎた場合は返還してください。
7	学校等でのケガなどにより日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受ける場合、ひとり親家庭等医療費による助成額分は控除されます。 災害共済給付の請求額を確認するため、市教育委員会から照会があった場合、市はひとり親家庭等医療費の助成内容について回答しますので、ご了承ください。
8	お問い合わせ先 宇佐市 課 〒879-0492 住所 宇佐市大字上田 1030 番地の 1 TEL 0978-32-1111

様式第3号（第3条関係）

第 年 月 日
号

様

宇佐市長 印

ひとり親家庭等医療費受給資格登録（更新）申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった宇佐市ひとり親家庭等医療費受給資格登録（更新）申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

（理由）

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宇佐市（市長が被告の代表者となります。）を被告として提起しなければなりません。ただし、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ひとり親家庭等医療費受給資格者証再交付申請書

年 月 日

宇佐市長 宛て

申請者 住 所
氏 名
電 話

下記のとおり、ひとり親家庭等医療費受給資格者証の再交付を申請します。

記

受 給 資 格 者 番 号	
氏 名	
再交付を受ける理由	1 紛失 2 破損又は汚損 3 その他

（注）破損又は汚損の場合は、旧受給資格者証を添えて提出してください。

様式第5号（第7条関係）

ひとり親家庭等医療費助成金支給申請（請求）書

宇佐市長 宛て

年 月 日

申請者 住所

氏名

年 月分 医療費助成金の支給を申請（請求）します。

申請者記載欄	受給資格証 記号番号				加入保険	
					被保険者氏名	
	受診者	氏名			記号番号	
		生年月日	生		健康保険名	

診療（調剤）報酬証明						
医療機関等記載欄	診療月	年 月分		患者氏名		
	区分	外来・入院日数	診療報酬額		保険内自己負担金受領額	
	外来	回	点（円）			
	入院	日	点（円）			
	保険診療の内訳（外来のみ）			上記のとおり一部負担金を受領しました。 年 月 日 医療機関 所在地 名称 氏名 電話 印		
		診療報酬額	保険内自己負担額			
	1回目	点（円）	円			
	2回目	点（円）	円			
	3回目	点（円）	円			
	4回目	点（円）	円			
	5回目以降	点（円）	円			
	※外来回数が複数のときは必ずご記入下さい。					
	診療月	年 月分		患者氏名		
	診療報酬額			保険内自己負担金受領額		
	点（円）			円		
上記のとおり一部負担金を受領しました。 年 月 日 調剤薬局 所在地 名称 氏名 電話 印						
特記療養 ※該当があれば○をして下さい。		・ 特定疾病 ・ 自立支援医療 ・ その他の療養費				

市記載欄	診療報酬総額	一部負担額	付加給付額	給付決定額
	円	円	円	円
	円	円	円	円

様式第6号（第8条関係）

第 年 月 日

様

宇佐市長

印

ひとり親家庭等医療費助成金却下通知書

年 月 日付けで申請（請求）されたひとり親家庭等医療費助成金の給付については、下記の理由により給付できないので通知します。

記

（理由）

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宇佐市（市長が被告の代表者となります。）を被告として提起しなければなりません。ただし、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号（第9条関係）

様

第 年 月 日
宇佐市長 印

ひとり親家庭等医療費助成金返還通知書

先に支給したひとり親家庭等医療費助成金については、下記のとおり返還してください。

記

1 医療費

支 給 年 月 日	支 給 金 額	返 還 金 額
	円	円

2 返還理由

3 返還金納付期限 年 月 日

4 返還金納付場所

（教示）

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宇佐市（市長が被告の代表者となります。）を被告として提起しなければなりません。ただし、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第8号（第10条関係）

ひとり親家庭等医療費受給資格変更届

年 月 日

宇佐市長

宛て

届出人 住 所

氏 名

電 話

下記のとおり、ひとり親家庭等医療費受給資格に変更がありましたので届け出ます。また当該届出に関して市が必要な公簿等を確認することを承諾します。

記

受 給 資 格 者 番 号			
変 更 事 項	変 更 前		
1 氏 名 2 住 所 3 加入医療保険 (1) 被保険者等の氏名 (2) 保険者の名称 (3) 記号番号 4 扶養義務者の変更 5 助成対象者 (1) 一部の児童の資格取得 (2) 一部の児童の資格喪失 6 振込先金融機関 7 その他 ()			
	変 更 後		
	※扶養義務者 又は児童の個人番号	氏名	個人番号
		氏名	個人番号
変 更 年 月 日	年 月 日		

※ 扶養義務者の変更又は助成対象者の変更（一部の児童の資格取得に限る。）の場合は、扶養義務者又は児童の個人番号を記入してください。

様式第 9 号（第10条関係）

ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届

年 月 日

宇佐市長 宛て

届出人 住 所 宇佐市
氏 名

受 給 資 格 証 番 号	
受 給 喪 失 理 由	1 他市町村に転出 2 ひとり親家庭でなくなった 3 死 亡 4 被保険者等又は被扶養者でなくなった 5 その他

資格喪失年月日 年 月 日